

令和 7 年度 社会教育主事講習（委嘱講習）受講案内

1. 目的

本講習は、社会教育法第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動ができる社会教育人材を養成することを目的とします。

2. 実施機関

学校法人新潟青陵学園 新潟青陵大学短期大学部

3. 講習期間

令和 7 年 6 月 17 日（火）～令和 7 年 12 月 14 日（日）

※開講日程や講義内容、担当講師等の詳細は、別紙「日程表」をご参照ください。

4. 受講資格

社会教育主事講習等規程第 2 条各号のいずれかに該当する者

- ① 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定に該当する者
- ② 教育職員の普通免許状を有する者
- ③ 2 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- ④ 4 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあった者
- ⑤ その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

5. 定員 各科目 60 名

※受講希望者数が定員を上回った場合には、受講者の選定を行います。受講者選定の取り扱いについては、「12.受講者の決定および通知」をご参照ください。

6. 開講科目・単位数

- ・生涯学習概論 2 単位
- ・社会教育経営論 2 単位
- ・生涯学習支援論 2 単位
- ・社会教育演習 2 単位

7. 実施方法

「対面形式」および「オンライン形式」

※対面形式の会場は、本学講義室および新潟市内の社会教育施設等になります。

8. 受講方法

受講方法に関わらず、資料共有や課題提出は Google Classroom（クラスルーム）を使用して行いますので、電子機器を必ずご準備ください。

スマートフォンやタブレット端末で受講される場合には、授業で使用する可能性がございますので、以下の Google アプリ・サービスを事前にインストールしていただく必要がございます。

- ・ Google Classroom（クラスルーム）
- ・ Google ドライブ
- ・ Google ドキュメント
- ・ Google スプレッドシート

※受講に際し、本学より専用のメールアドレスを付与いたしますので、個人のメールアドレスを使用することはありません。

<対面形式で受講される場合>

会場等の詳細は、Google Classroom にてご案内いたします。

本学講義室が講義会場の場合、学内の駐車場をご利用いただけますので、お車でお越しいただくことも可能です。近隣駐車場への無断駐車はお控えください。

学内では無料で専用 Wi-Fi をご使用いただけます。（機器 1 台のみ）

<オンラインライブ形式で受講される場合>

授業中にグループワークを行う場合がございますので、カメラやマイクを安定して使用できる通信環境の準備をお願いいたします。（通信料は自己負担となります）

また、出席確認のため、カメラ ON での受講を必須とします。長時間の離席やカメラ OFF での受講等が確認された場合には、当該授業を欠席扱いとする場合がございます。

※オンラインライブ形式での受講ができない場合には、本講習運営委員会がやむを得ない事由であると認めた場合に限り、オンデマンド形式での受講を認めます。その場合、授業終了後に Google Classroom に動画を掲載いたしますので、期日までにご視聴いただき、課題をご提出ください。ただし、学習理解および受講者同士の交流を促すため、オンデマンド形式での受講回数には、以下の通り、上限を設けます。

科目	生涯学習概論	社会教育経営論	生涯学習支援論	社会教育演習
上限回数	4 回	3 回	2 回	1 回

9. 受講料

1 科目 16,000 円（受講決定後に請求書を送付します）

※その他受講に関する経費（宿泊費、交通費、食費等）は自己負担となります。

10. 受講申込期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）（必着）まで

※申込状況によっては、科目ごとに追加募集を行う場合がございます。

11. 受講申込方法

受講希望者は、以下の提出書類を添えて、下記「書類提出先」へ郵送にてお申し込みください。

<提出書類>

① 受講申込書（様式 1）

② 受講資格を証明する書類

※社会教育主事講習等規程第 2 条各号に必要な書類は以下の通りです。

・第 1 号該当者：卒業又は修了証明書

※在学中の場合は、単位修得証明書および在学証明書

・第 2 号該当者：教育職員の普通免許状の写し、又は教育職員免許状授与証明書

・第 3、第 4、及び第 5 号該当者：勤務証明書（様式 2）

③ 戸籍抄本（各証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出）

12. 分割受講・科目代替（既修得単位の認定）について

本講習では、分割受講・科目代替（既修得単位の認定）を認めます。また、本学で実施する「社会教育主事講習（委託講習）」と組み合わせて受講することも可能です。但し、その場合にも、「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論」を履修した後に、「社会教育演習」を受講するようにしてください。

<分割受講>

複数年度にわたる分割受講を認めますが、一つの科目内での分割受講はできません。

分割受講を希望される場合には、受講申込書の【受講希望科目】欄に、本年度受講を希望する科目のみに○印をつけてください。

※本学で実施する「社会教育主事講習（委託講習）」と組み合わせて受講する場合には、委託講習で受講する科目は「委託講習受講申込書」、委嘱講習で受講する科目は「委嘱講習受講申込書」でお申込みいただく必要があります。なお、委託講習の申込書類提出先は、居住地または勤務地の都道府県教育委員会となりますので、ご注意ください。

<科目代替（既修得単位の認定）>

大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。但し、1科目以上は本講習を受講することを条件とします。

科目代替（既修得単位の認定）を希望する場合は、受講申込書の「受講希望科目【単位認定申請希望】欄」に○印を付け、併せて以下の書類をご提出ください。

- ① 社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式3）
- ② 認定を希望する科目の単位認定を証明する関係書類（原本）

【関係書類の例】

- ・過去に社会教育主事講習で修得した科目⇒「社会教育主事講習単位修得証明書」
- ・大学の社会教育主事養成課程で修得した科目⇒当該科目の「単位修得証明書」

※本学の令和6年度社会教育主事講習で単位を修得された方は、受講申込書の「受講希望科目【R6年度講習で修得済み】欄」に○印を付けてください。その場合、「単位修得証明書」の提出は不要です。

13. 受講者の選定、決定および通知

新潟青陵大学短期大学部社会教育主事講習運営委員会において受講者を選定し、その結果を令和7年6月上旬頃に、受講希望者宛に通知いたします。

14. 成績評価の方法

シラバスに記載されている評価方法に基づき、各科目の担当教員が行います。

すべての授業に出席することを原則としますので、受講の際は事前に講習日程をご確認いただき、業務等の調整をお願いいたします。

<講習の欠席・遅刻・早退・途中退室等の取り扱い>

出席回数が授業回数の5分の4に満たない場合には、当該科目の被評価資格を失うものとします。また、15分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、当該授業を欠席したものとみなします。

対面形式で行う授業に関しては、本講習運営委員会がやむを得ない事由であると認めた場合に限り、欠席を認めます。やむを得ない事由とは、「本人の病気や怪我」「親族の看護や介護」「本人及び親族の婚礼・忌引き等」「公共交通機関の遅延・事故」等を指し、業務による欠席は認められません。

オンラインライブ形式で行う授業に関しては、本講習運営委員会がやむを得ない事由であると認めた場合には、「8.実施方法」に記載の上限回数に限り、オンデマンド形式での受講を認めます。なお、上限回数を超えた分については、欠席扱いとなります。やむを得ない事由とは、「本人の病気や怪我」「親族の看護や介護」「本人及び親族の婚礼・忌引き等」「急遽の業務」「公共交通機関の遅延・事故」等を指します。

15. 修了証書の授与

社会教育主事講習等規程第3条に定める単位（8単位）を修得した方に対しては、同規程第8条により、新潟青陵大学短期大学部学長が修了証書を授与します。また、一部の科目のみ修得した方に対しては、修得した科目の単位修得証明書を発行します。

16. 個人情報の取り扱いについて

提出された書類等に記載された個人情報は、以下の目的にのみ使用いたします。

- ① 新潟青陵大学短期大学部における社会教育主事講習の実施に関する業務
- ② 都道府県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

17. 非常変災時等における対応・代替措置について

非常変災時や感染症等によっては、以下の通り、開講形態や講習日程の変更を行う場合がございます。これらの事態が発生した場合には、Google Classroom への掲載とあわせ、個人宛メールにて周知をいたします。

<対面講習の場合>

本学の定める「災害時等における全学的な臨時休講措置と遠隔授業への切替について」に準拠し、代替措置として遠隔講習への変更を行います。

<遠隔講習の場合>

事務局の配信環境に支障があった場合などは、別途講習日程を確保いたします。

<講習に関するお問い合わせ・書類提出先>

学校法人新潟青陵学園 社会連携センター

〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地

TEL：025-368-7053 FAX：025-266-0124

E-mail：ex@n-seiryo.ac.jp

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日は除く）